

令和5年度「介護サービス情報の公表」に係る報告・調査・情報公表計画

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」制度の施行について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」を次のとおり定める。

1 計画の基準日 令和5年1月1日

2 計画の期間 令和5年7月3日から令和6年5月31日まで

3 報告の対象となる事業所

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の43に規定されるサービスを提供する事業所のうち、次のいずれかの要件を満たすもの。

- (1) 計画の基準日前1年間において、提供を行ったサービスの対価として支払いを受けた介護報酬（利用者負担額を含む）の受領額が100万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）
- (2) 令和5年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所（以下「新規事業所」という。）

4 調査の対象となる事業所

報告の対象となる事業所のうち、次に該当する事業所。ただし、地域密着型サービス外部評価の対象である認知症対応型共同生活介護事業所及び福祉サービス第三者評価を実施した社会福祉法人が運営する事業所及びみなし指定の事業所は調査を行わない。

- (1) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに指定を受けた事業所。
- (2) 令和3年12月31日までに指定を受けた事業所のうち、指定後、調査を受けたことがない事業所。

5 介護サービスを一体的に提供している場合の報告及び調査

報告の対象となる事業所において、居宅介護サービスと介護予防サービスを一体的に運営している場合には、居宅介護サービスのみの報告を行う。

調査の対象となる事業所において、別表の各区分に該当する二以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、主たるサービスのみの調査を実施する。ただし、報告は各サービスごとに行うこと。

6 報告の方法及び提出期限

既存事業所及び新規事業所は、原則として、介護サービス情報の公表報告システム（WEBからの報告システム）により作成した基本情報・運営情報のデータを県に電送するものとする。

(1) 既存事業所

基本情報・運営情報について、別紙に記載する報告提出締切期限までに提出すること。

(2) 新規事業所

基本情報について、別途事業所あて通知する報告提出締切期限までに提出すること。

7 公表を行う月

原則として報告のあった月の翌月とする。

8 介護サービス情報の更新の取扱い

公表対象事業所等は、公表された基本情報の内容に変更があった場合は、介護サービス情報の公表報告システムにより作成したデータを県に電送するものとする。

また、WEB上の報告システムが利用できない事業所等については、変更内容を別途県に報告すること。

県は、公表対象事業所等からの変更報告に基づき、公表情報の更新を行う。

9 是正命令を受けた事業所に係る介護サービス情報の取扱い

知事から、介護保険法第115条の3第4項の規定に基づく報告、報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業所に係る介護サービス情報については、知事の指示により、調査又は公表を行う。

10 苦情対応について

介護サービスの利用者及び事業所からの苦情に対応する窓口を群馬県介護高齢課居宅サービス係内に設置し、利用者及び事業者から苦情があった場合は速やかに対応するものとする。

11 計画の変更について

別紙既存事業所ごとの各期日は、報告、調査及び公表の事務手続の進捗に応じ、適宜見直しを行うものとする。

既存事業所は、円滑な調査に著しく支障がある場合は、知事に対し理由を付して文書で申し出ることにより、調査月等の調整を求めることができる。

12 報告、調査又は公表に関する特例

- (1) 公表対象事業所で計画の期間中に介護サービスの提供を廃止・休止した場合、廃止後・休止中は報告、調査及び公表の対象とならない。ただし、休止後に再開した場合は報告、調査及び公表の対象となる。
- (2) 令和4年中に休止し、令和5年度計画期間中に再開した場合で、令和4年1月1日から休止までの間に提供を行ったサービスの対価として支払いを受けた介護報酬（利用者負担額を含む）の受領額が100万円を超えていた場合は、報告、調査及び公表の対象となる。
- (3) 公表日以降に、廃止又は休止した事業所については、県が廃止届・休止届を確認した後に、公表している介護サービス情報を非公表とする。